

## 2 今後の予定【都市計画の手続き】



### 本日の説明会【令和7年12月14日】

本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ都市計画の案を作成します。

令和8年

### 2月頃 都市計画(案)の縦覧

都市計画の案を縦覧します。

住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。

【縦覧会場】大熊町役場 本庁舎  
大熊町役場 会津若松出張所  
大熊町役場 いわき出張所  
大熊町役場 中通り連絡事務所  
※大熊町のホームページでも縦覧できます。

縦覧の詳細は、「広報おおくま」に掲載します。

### 3月頃 都市計画審議会

都市計画審議会、復興整備協議会を経て、都市計画が決定されます。

### 3月頃 都市計画の決定

### 大熊町運動公園事業の実施

都市計画の決定後、都市計画事業として事業認可を得て、事業を実施します。

## 大熊町復興拠点(原・旭台地区)大熊町運動公園の 都市計画決定等に係る説明会

大熊町役場 本庁舎  
令和7年12月14日(日曜日)午前10時~

### 本日の説明会の目的と説明内容

#### ◆説明会の目的

本日の説明会は、大熊町特定復興再生拠点区域における都市計画の決定等の案を作成するにあたり、町が作成した素案の内容を広く町民の皆様に説明し、ご意見を伺うために開催するものです。

#### ◆説明会の内容

##### 1 都市計画の案の概要

大熊町運動公園の位置、名称、面積など

##### 2 今後の予定

都市計画の手続きなど

### 復興拠点整備と都市計画について

◆原・旭台地区は大熊町第三次復興計画において町民の健康維持と楽しむ場の創出のため公園整備を行うことが位置づけられており、特定復興再生拠点区域の下野上地区にあります。

(『大熊町第三次復興計画』令和5年12月策定)

◆原・旭台地区は下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設と隣接しており、施設同士の相互利用等が見込めるところから、都市計画公園を決定しようとするものです。

# 1 都市計画の案の概要

## 名称、種別、位置、面積

- ◆ 種別：運動公園
- ◆ 名称：大熊町運動公園

- ◆ 位置：大熊町大字下野上字原、大字熊字旭台
- ◆ 面積：約21.4ha

## 事業の目的

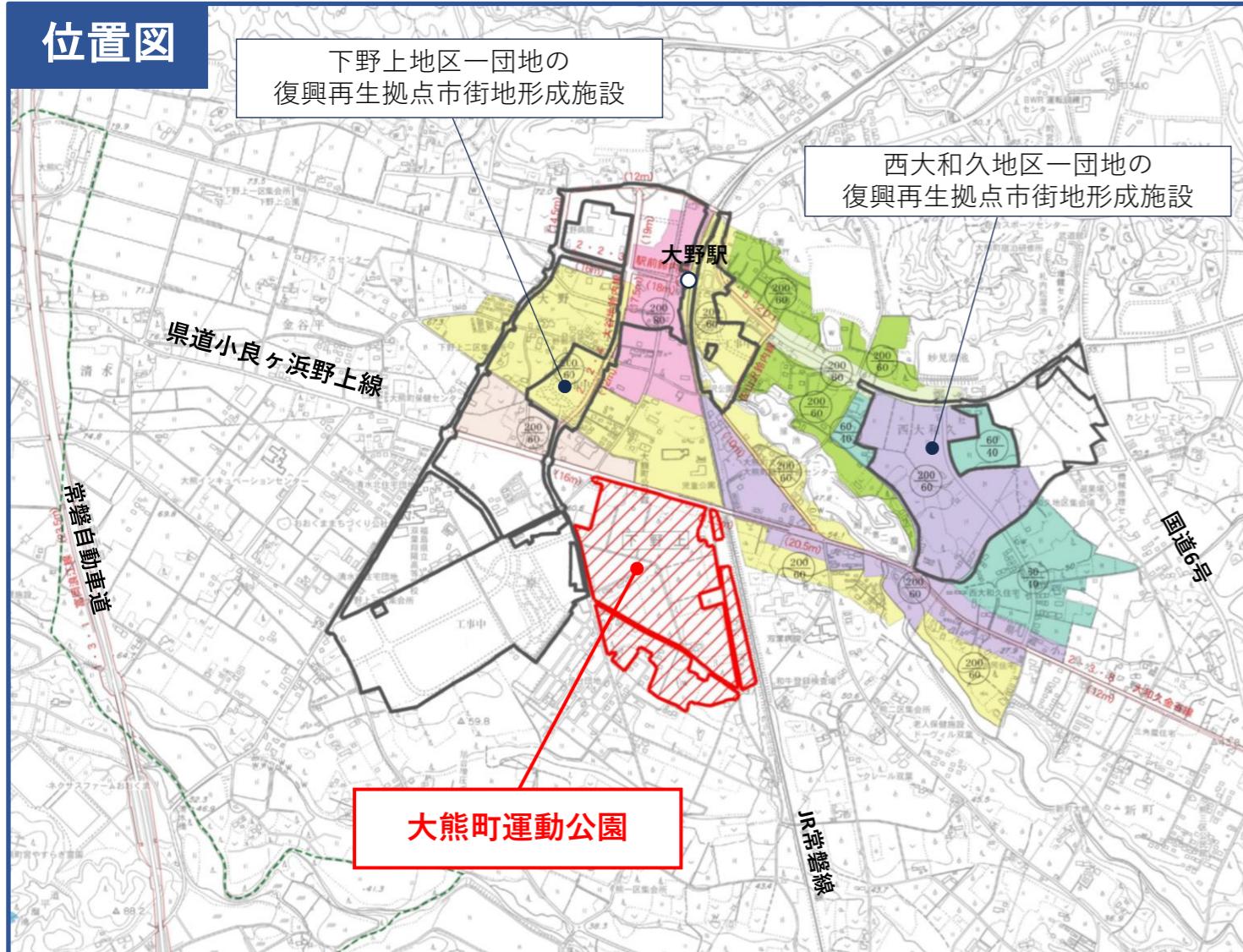
- ・かつて町民に利用されていた大熊町総合スポーツセンターが東日本大震災の影響により機能を果たせておらず、町民の健康維持等を目的とした代替施設が必要とされていることから本運動公園を整備します。
- ・本運動公園を都市計画法第11条第1項2号に基づく都市施設に位置付け、都市計画事業で整備する予定です。

## 運動公園とは

- ・運動公園とは、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園のことです。
- ・都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haが標準とされています。

参考:国土交通省HP

## 位置図



## 計画平面図(参考)

